

IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 介護保険料の減免

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が一定程度減少した場合などに、介護保険料を減免します。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当する第1号被保険者</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主としていじする者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかの減少額が前年の10分の3以上のとき（前年の所得額により制限があります。）</p>
申請手続に必要なもの	<p>①に該当する場合 介護保険料減免申請書・印鑑・医師の診断書</p> <p>②に該当する場合 介護保険料減免申請書・印鑑・収入が減少したことが確認できるもの（給与明細、帳簿等）・補填される金額がある場合はその金額が確認できるもの（保険契約書等）・事業の廃止又は失業の場合（廃業等届出書、雇用保険受給資格者証等）</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市環境福祉部高齢介護課 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>【申請期限】 令和3年3月31日(水) ※必着</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市環境福祉部高齢介護課 (電話) 0868-32-2070</p>
備考	